

DC拠出限度額の見直しについて

2023年10月

電子情報技術産業企業年金基金

DC拠出限度額の見直しの概要

令和3年9月1日付の確定拠出年金法施行令等の改正により、令和6年12月よりDB(確定給付企業年金)加入者にかかるDC(企業型確定拠出年金、個人型確定拠出年金[iDeCo])の拠出限度額の見直しが行われます。

これまで課税控除額が大きくなりすぎるとの考え方から、DCの拠出限度額はDCのみ加入の場合月額55,000円、DBに同時に加入の場合一律27,500円としていました。

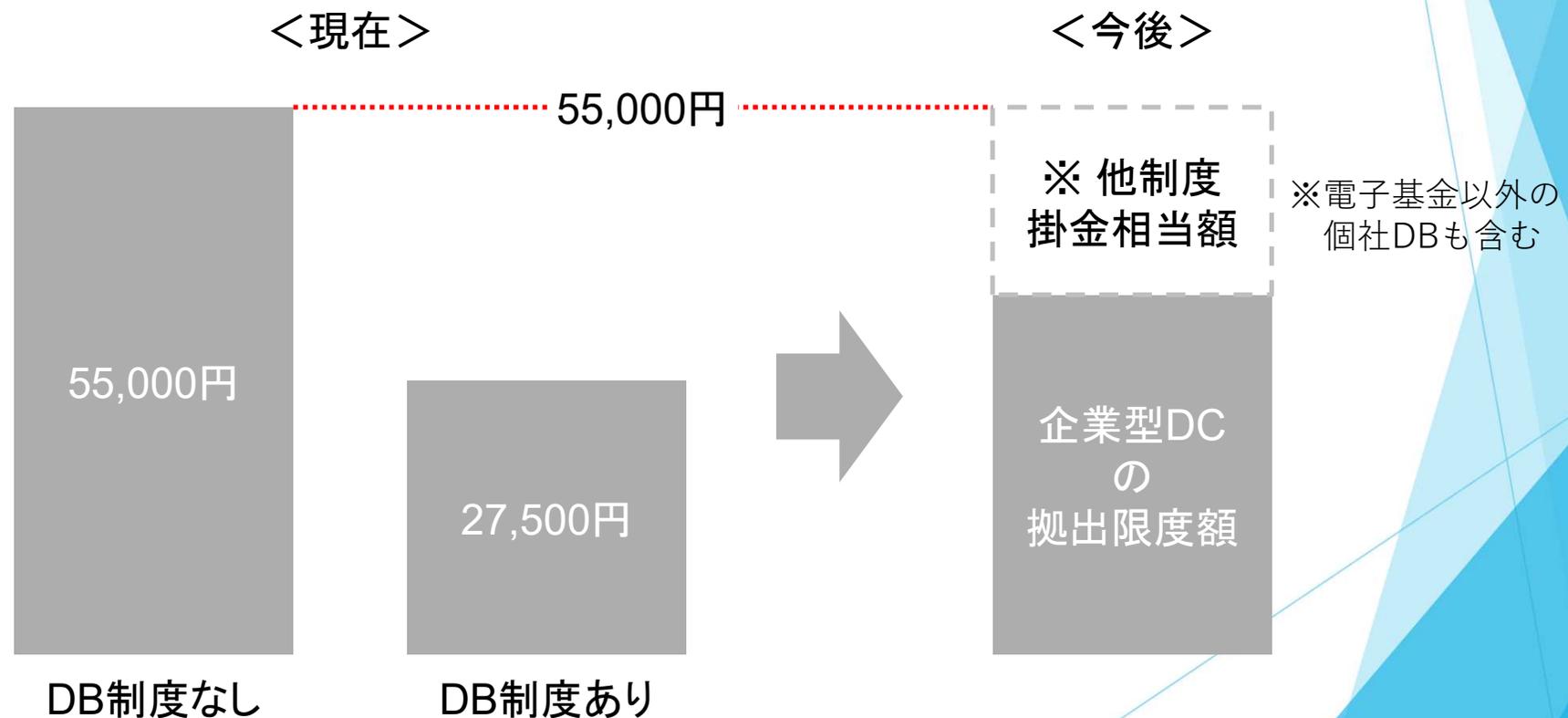
しかし、DBへの拠出額は企業によって様々であり、一律に評価するのも不合理であるということで、55,000円からDB制度の掛金相当額を引いた残り分をDC制度の拠出限度額とすることになります。

このDB制度の掛金相当額については、実際の掛金額ではなく「他制度掛金相当額」という概念を用います。(電子企業年金基金の「他制度掛金相当額」は2,000円です。)

また、この「他制度掛金相当額」は、個人型確定拠出年金[iDeCo]にも影響する場合があります。

DC拠出限度額の見直しについて

企業型DCの拠出限度額



iDeCoの拠出限度額

<現在>

<今後（最終）>

55,000円

20,000円
or
23,000円

DB制度なし

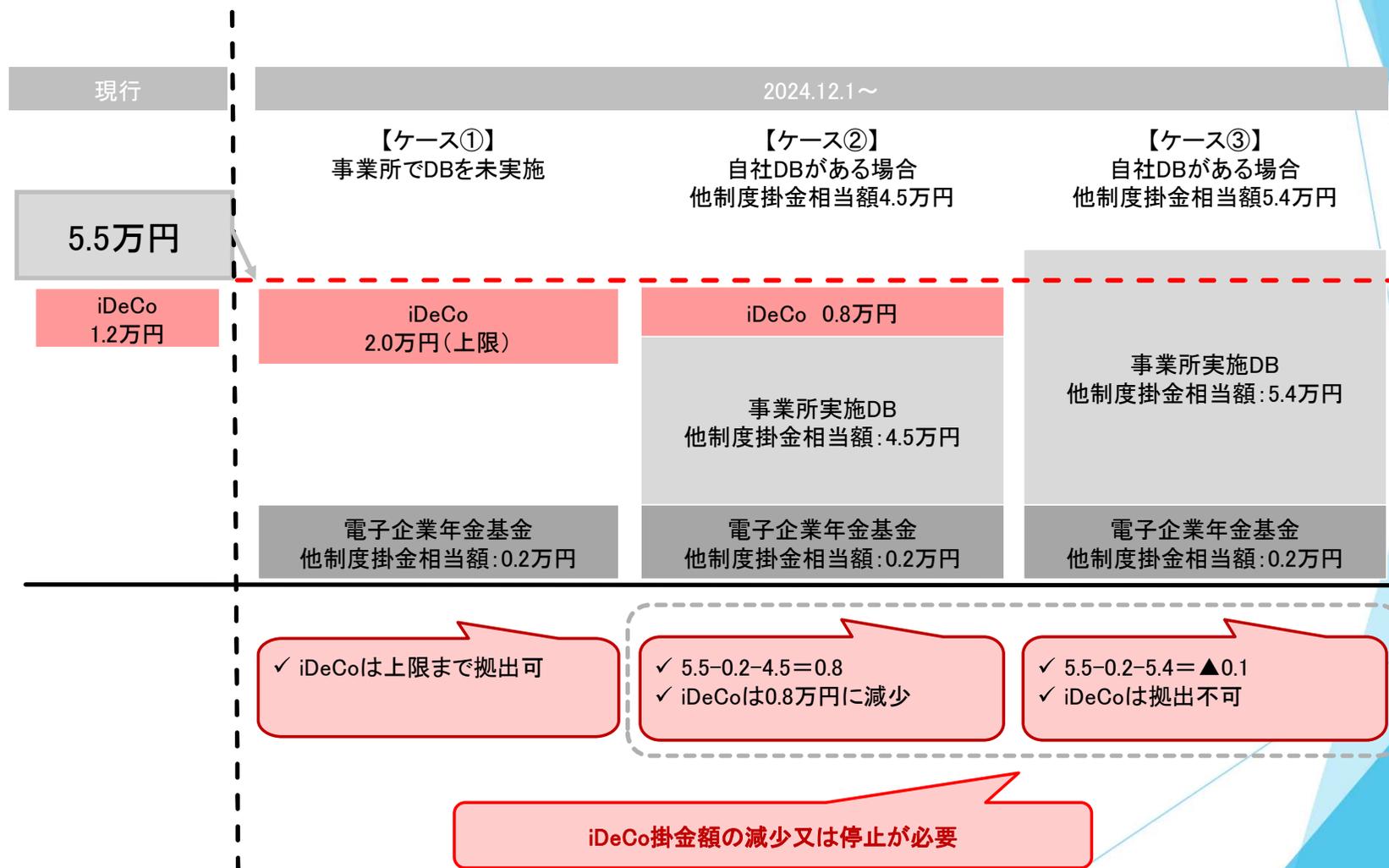
12,000円

DB制度あり

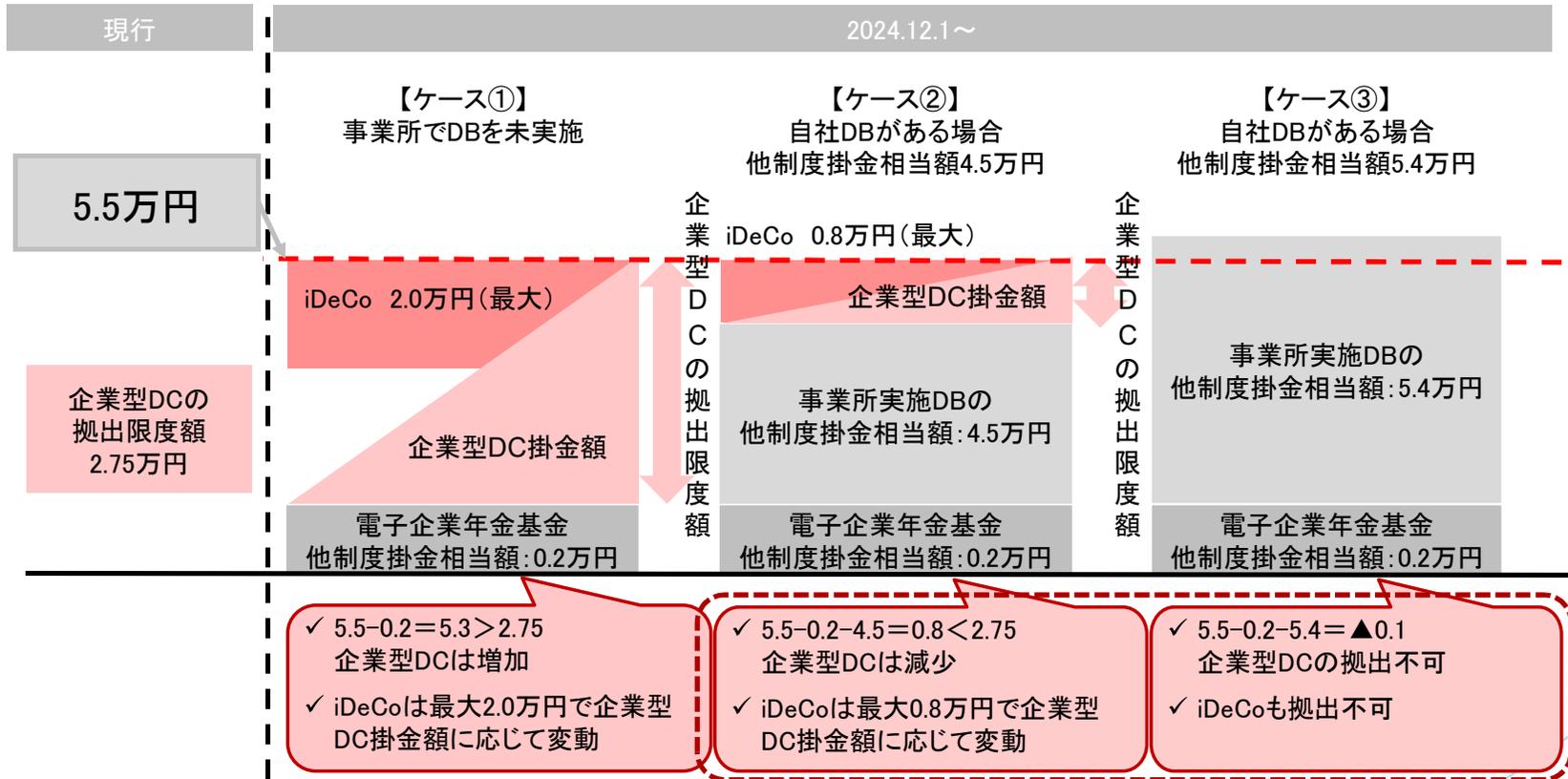


最大20,000円

DC拠出限度額(企業型DCを実施していない事業所)



DC拠出限度額(企業型DCを実施している事業所)



(ご参考) DC拠出限度額(企業型DCを実施していない事業所)

※iDeCoの拠出限度額は個人毎に異なる点に留意して下さい。

【2022年10月～】

- 変化なし

iDeCo拠出限度額	12,000円
------------	---------

【2024年12月～】

- 事業所実施DBの他制度掛金額を α とする

iDeCo拠出限度額 (上限20,000円)	55,000円 - 2,000円 - α
---------------------------	-----------------------------

※2,000円は電子企業年金基金の他制度掛金相当額

(ご参考)DC拠出限度額(企業型DCを実施している事業所)

※iDeCoの拠出限度額は個人毎に異なる点に留意して下さい。

【2022年10月～】

- iDeCoが加入可能に

企業型DC拠出限度額	27,500円
iDeCo拠出限度額 (上限12,000円)	27,500円－企業型DC掛金額

【2024年12月～】

- 事業所実施DBの他制度掛金額を α とする

企業型DC拠出限度額	55,000円－2,000円－ α
iDeCo拠出限度額 (上限20,000円)	55,000円－2,000円－ α －企業型DC掛金額

※2,000円は電子企業年金基金の他制度掛金相当額

お問い合わせ先

電子情報技術産業企業年金基金

業務課

電話：03-5809-3189

（受付時間：10:00～16:00（土日・祝日除く））